奈財財第118号 平成30年2月27日

## 総 務 大 臣 野田 聖子 殿

奈良市長 仲川元庸

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく 経営健全化計画を定めないことについて(報告)

本市は、下記の理由により、経営健全化計画を定めないこととしたので、報告します。

記

## 第1 資金不足比率の状況

(単位:%)

年度	当該年度の前年度	当該年度	当該年度の翌年度
資金不足比率	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)
資金不足比率	0	*	0
(針テラス事業特別会計)	U		U

## 備考

資金不足比率を「※」と記載しているのは、事業規模が0のため資金不足比率が算定されないことを示す。

## 第2 経営健全化計画を定めないと判断した理由

針テラス事業会計については、営業収入が土地使用料のみというその運営形態より、 平成29年度決算からは公営企業として取り扱わないとすることで、地方公共団体の財 政の健全化に関する法律施行令第20条第1項の規定に準ずるものとして、経営健全化 計画を策定しないものとする。